

受講者の皆さま

**L04「ビル管理技術者受験講座」**  
**法改正に伴う修正点のお知らせ**

JTEX（訓）日本技能教育開発センター  
企画開発グループ  
TEL 03-3235-8682

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度は、当センターの通信教育講座をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、今回ご受講いただきました通信教育講座「ビル管理技術者受験講座」（三訂第13版、第14版）において、建築物衛生法の改正にともなう修正点がございます。

つきましては、お手数をおかけすることになり大変恐縮ですが、当該箇所を下記のように修正を施した上でお使いいただきますよう、お願い申し上げます（一部、改正外の修正が含まれます）。

お手数をおかけして申し訳ありませんが、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

◆ 上巻 19 ページ 表 1-4 項目 2

一酸化炭素(CO)の含有率:10ppm 以下

↓ (改正により)

一酸化炭素(CO)の含有率:6ppm 以下

◆ 上巻 19 ページ 表 1-4 脚注 \* 1

17℃～28℃

↓ (改正により)

18℃～28℃

◆ 上巻 24 ページ 上から 10～18 行目

なお、原則として、…

…，常駐する必要もありません。

↓ (改正により)

ビル管理技術者は、業務の遂行に支障がなく、あらかじめ特定建築物維持管理権限者の意見を聞くことで、2つ以上の特定建築物について兼任が認められます。

◆ 上巻 27 ページ 例題 5 (3)

2 棟以上の特定建築物が渡り廊下などで連結されている場合は、1 人の建築物環境衛生管理技術者を選任すればよい。

↓ (改正により)

2 棟以上の特定建築物でも、無条件で 1 人の建築物環境衛生管理技術者が兼任できる。

◆ 上巻 27 ページ 例題 5 <解説> (2)

法第 6 条 1 項で規定されている。

↓ (改正により)

規則第 5 条で規定されている。

◆ 上巻 49 ページ 上から 7 行目

(法第 10 条, 規則第 21 条)。

↓ (改正により)

(法第 10 条, 規則第 21 条)。なお、電子媒体による記録・保存が認められています。

◆ 上巻 55 ページ 問 7 (2)

一酸化炭素の含有率は、百万分の 10 以下であること。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあっては、厚生労働省令で定める数値以下であること。

↓ (改正により)

一酸化炭素の含有率は、百万分の 6 以下であること。

◆ 中巻 17 ページ 上から 3 行目

建築物衛生法の管理基準は、17～28℃であり、・・・

↓ (改正により)

建築物衛生法の管理基準は、18～28℃であり、・・・

◆ 中巻 17 ページ 下から 1 行目

管理基準は、10ppm 以下ですが、・・・

↓ (改正により)

管理基準は、6ppm 以下ですが、・・・

◆ 中巻 198 ページ 上から 6 行目

末端給水栓で 50℃以上の水温に保持できる場合は、・・・

↓

末端給水栓で 55℃以上の水温に保持できる場合は、・・・

◆ 下巻 132 ページ 表 項目 2

一酸化炭素の含有率:100 万分の 10(厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては, 厚生労働省令で定める数値)以下

↓ (改正により)

一酸化炭素の含有率:100 万分の6以下

◆ 下巻 132 ページ 表 項目 4

温度;1. 17℃以上 28℃以下

↓ (改正により)

温度;1. 18℃以上 28℃以下

◆ 下巻 140 ページ 第 5 条 2 項

前項の選任を行うに当たっては, …

…、この限りではない。

↓ (改正により)

特定建築物所有者等は, 前項の規定による選任を行う場合において, 選任しようとする者が同時に 2 以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねることとなるときには, 当該 2 以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならない。

◆ 下巻 140 ページ 第 5 条 4 項 (追加)

特定建築物所有者等は, 第 2 項(前項において準用する場合も含む。第 20 条第 1 項第 3 号において同じ。)の規定による確認を行う場合において, 当該特定建築物について当該建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権限者があるときは, あらかじめ, 当該特定建築物維持管理権限者の意見を聴かなければならない。

◆ レポート課題集(1 か月目学習)4 ページ 問 7 (3)

建築物環境衛生管理技術者は, 原則として特定建築物ごとに選任しなければならない。

↓ (改正により)

建築物環境衛生管理技術者は, 一定の条件を満たすことで 2 つ以上の特定建築物を兼任することができる。

以上

(参考) 建築物衛生法等の一部改正について

令和3年12月に公布された主な建築物衛生法の改正点を下記に示します。

1. 空気環境基準の一部改正について  
一酸化炭素の含有率は10ppmから6ppmに、温度は17～28℃から18～28℃に改正された。
2. ビル管理技術者（建築物環境衛生管理技術者）業務の兼任について  
業務の遂行に支障がなく、あらかじめ特定建築物維持管理権限者の意見を聞くことで、2つ以上の特定建築物についてビル管理技術者の兼任が認められることとなった。
3. 帳簿書類の記録・保存について  
帳簿書類について、電子媒体による記録・保存が可能となった。